



生活保護の相談は お住まいの区役所保護課へ

わたしたちは誰でも、病気になったり、仕事を失ったり、いろいろなことで収入が少なくなり、努力をしてもどうにもならないときがあります。そんなとき1日も早く自分たちの力で生活できるように、足りないところを補い、援助するのが生活保護の制度です。
生活に困ったときは、ご相談ください。
詳しくは、区役所保護課へ。

自死遺族グループミーティング 無料

- ▶日時 4月20日(木) 午後2時~4時
- ▶場所 ウェルバルくまもと3階
- ▶対象 家族や大切な方を自死(自殺)で亡くした方
- ▶申込み 当日直接会場へ
詳しくは、こころの健康センター(☎362-8100 平日午前9時~午後4時)へ。

精神保健家族教室 無料

- 精神障がい者の家族皆さんと一緒に学び、当事者・家族にとってよりよい生活環境をつくりましょう。
- ▶日時 4月22日(土) 午後2時~
 - ▶場所 国際交流会館地下2階多目的ホール
 - ▶演題 記念講演「熊本地震と障がい者の生活」
 - ▶講師 東 俊裕さん(熊本学園大学教授)
 - ▶対象 市内に住む精神に障がいのある方と家族(入院患者の家族も可)
 - ▶定員 50人(先着順)
 - ▶申込み 当日直接会場へ
(精神保健福祉室 ☎361-2293)

特別児童扶養手当のお知らせ

20歳未満の障がい児(※)を監護・養育する父母などに「特別児童扶養手当」を支給します(所得制限あり)。
※法令で定められた程度の障がいの状態。
詳しくは、区役所福祉課へ。

障害児福祉手当・特別障害者手当のお知らせ

在宅の方で重度の障がい(※)のため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の児童に「障害児福祉手当」を、常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に「特別障害者手当」を支給します。共に所得制限があります。
※法令により定められた程度の障がいの状態。
詳しくは、区役所福祉課へ。

希望荘パソコン短期集中講座 受講生募集

- Word初級
- ▶期間 4月23日~5月28日
毎週日曜日(全6回)
 - ▶時間 午前10時~正午
- パソコン入門(Windows10の使い方)
- ▶期間 4月14日~5月26日
毎週金曜日(全6回)
 - ▶時間 午後1時~3時
-
- <共通事項>
- ▶場所 希望荘別館(イオン熊本中央店2階)
 - ▶対象 障がいのある方
 - ▶定員 各6人(抽選) ※初めての方が優先。
 - ▶費用 テキスト代1,000円
 - ▶申込み 4月7日までに障がい者福祉センター希望荘(☎371-5533 ファクス364-5309)へ

平成29年度「熊本のいのちの電話」 電話相談員養成講座受講生募集

- 人生のさまざまな悩みに直面し、救いと励ましを求める方たちの支えになることを目的とした電話です。
- ▶日時 前期:5月9日~9月12日
後期:10月3日~来年3月20日
毎週火曜日 午後6時半~8時半
 - ▶場所 熊本YMCA中央センター
(中央区新町1丁目3-8)
 - ▶対象 23歳以上の電話相談員を目指す方や自己成長のためのカウンセリングを学びたい方
 - ▶定員 40人(先着順)
 - ▶費用 各期15,000円(分割払い可)
 - ▶申込み 4月28日までに熊本のいのちの電話事務局(☎354-4343 平日午前10時~午後5時)へ。
(精神保健福祉室 ☎361-2293)

依存症家族教室 無料

- アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症による問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得るための教室です。
- ▶日時・内容 4月4日(火) 午後6時半~8時半
講師:熊本ダルク
4月18日(火) 午後1時半~3時半
学習会「家族の対応」
 - ▶場所 ウェルバルくまもと
 - ▶対象 依存症の方の家族
 - ▶申込み 当日直接会場へ(初めての方はまずお電話ください)
詳しくは、こころの健康センター(☎362-8100 平日午前9時~午後4時)へ。

4月から介護保険要支援の方の 新しいサービスが始まります

介護保険法の改正に伴い介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。現在、訪問介護・通所介護を利用している要支援の方は、認定の更新の時期に合わせて新しい制度に移行します。
新しい制度では従来のサービスのほか、生活援助型訪問サービス、運動型通所サービスが加わり、利用する方の状態に応じて、必要なサービスを受けることができます。

▶サービスの種類

○訪問型サービス

種類	内容	利用料
介護予防 訪問サービス	身体介護を含むもの	週1回程度 1,168円
		週2回程度 2,335円
		週2回超 3,704円
生活援助型 訪問サービス	掃除、洗濯、調理などの生活援助のみで、身体介護を伴わないもの	週1回程度 968円
		週2回程度 1,936円
		週2回超 3,071円

(注)利用料は、1割負担の場合の月額基本料のめやす(2割負担の場合あり)

○通所型サービス

種類	内容	利用料
介護予防 通所サービス	従来の通所介護(運動、入浴、レクリエーション、食事など)	要支援1・事業対象者(週1回程度) 1,647円
		要支援2(週2回程度) 3,377円
運動型 通所サービス	機能訓練を中心としたもの(3時間未満)	要支援1・事業対象者(週1回程度) 1,403円
		要支援2(週2回程度) 2,877円

(注)利用料は、1割負担の場合の月額基本料のめやす(2割負担の場合あり)

※現在サービスを利用している方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

(高齢介護福祉課 ☎328-2347)

65歳以上の方へ 平成29年度介護保険料を仮算定します

介護保険料は、本人の所得や世帯の市民税の課税状況に応じて13段階に分かれます。

年度当初の介護保険料は、算定の基礎となる平成28年中の所得等が確定していないため、平成27年中の所得等をもとに平成29年度の保険料率で仮算定した金額となります。

平成28年中の所得等が確定した後、本算定を行い、仮算定期間(今回お知らせする保険料額)と調整した本年度の保険料額を8月にお知らせします。

■普通徴収の方へ(介護保険料を納付書や口座振替などで毎月納めている方)

4月上旬に、平成29年度の介護保険料(仮算定)の納付通知書を送付いたします。

なお、年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給している方は、一定期間経過後に普通徴収から特別徴収(年金天引き)へ自動的に切り替わります。

■特別徴収の方へ(介護保険料が年金からの天引きとなっている方)

平成29年度4・6・8月の介護保険料は、平成28年度の2月期の介護保険料と同額が年金から天引きとなります。

また、平成29年4月から特別徴収を開始する方には、すでに2月の中旬に4・6・8月期の介護保険料額を通知しております。

なお、6月に特別徴収が開始される方については、今回お送りする通知書でお知らせいたしますのでご確認ください。

▶熊本地震による減免手続きをした方は

昨年度の熊本地震による介護保険料の減免の影響でしばらくの間特別徴収がとまり、納付書(口座の登録がある方は口座振替)で納めていただくこととなります。自動で再開となりますので、特別徴収再開のための手続きは不要です。再開する際はお知らせを送ります。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入する方は介護保険料の特別徴収の停止に伴い、各保険料の特別徴収も止まりますのでご了承ください。

詳しくは、区役所福祉課、高齢介護福祉課(☎328-2347)へ。